

【新一部事務組合規約（案）の内容について】

1. 名称

（仮称）朝霞和光資源循環組合

2. 構成市

朝霞市及び和光市

3. 共同処理する事務

- （1）ごみ広域処理に係る計画の策定に関すること
- （2）ごみ広域処理施設の設置及び稼働後の管理運営に関すること
- （3）前2号に附帯する事務

4. 事務所の位置

組合の事務所は、和光市役所内に置く。

5. 議会の組織及び議員の選挙方法

（1）定数

朝霞市 5名 和光市 5名 計10名

【参考】 朝霞地区一部事務組合 20人（議長を含む各市5人ずつ）

（2）選出方法

構成市の議会がその議員の中から選挙する。

（3）任期

2年

【参考】 朝霞地区一部事務組合 2年

6. 組織

(1) 管理者

ア. 概要

事務：一部事務組合を代表し、実施する事業を管理する。

身分：特別職

報酬等：組合の条例等で定める。

イ. 選任方法

構成市の長の協議により構成市の長のうちから、これを定める。

ウ. 任期

当該構成市の長の任期

(2) 副管理者

ア. 概要

事務：管理者を補佐し、管理者に事故があるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

身分：特別職

報酬等：組合の条例等で定める。

イ. 定数

1人

ウ. 選任方法

管理者以外の構成市の長のうちから管理者が選任する。

エ. 任期

当該構成市の長の任期

(3) 会計管理者

ア. 概要

事務：一部事務組合の会計事務を司る。

身分：一般職員

イ. 選任方法

組合の職員又は構成市の職員から管理者が任命する。

(4) 職員

ア. 概要

職員の定数及び給与等は組合の条例等で定める。

(5) 監査委員

ア. 定数

2名

【参考】 朝霞地区一部事務組合 2人

イ. 任期

議員の任期又は4年

【参考】 朝霞地区一部事務組合 議員の任期又は4年

ウ. 選任方法

管理者が議会の同意を得て、識見を有する者のうちから1人及び議員のうちからそれぞれ1人を選任する。

7. 経費の支弁の方法

資料2参照。